

新たに追加された衛生管理及び構造設備の規定

①衛生管理の規定

<浴槽>

- 毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合には、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃すること。

<ろ過器、循環配管>

- 1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等を行い、ろ材に付着した汚れを除去すること。
- ろ過器及び循環配管は、1週間に1回以上、内部の消毒を行うこと。
- 年に1回以上、循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うよう努めること。

<シャワー>

- シャワーは週に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること。
- シャワーヘッドとホースは6か月に1回以上点検し、1年に1回以上、洗浄・消毒すること。

<集毛器>

- ろ過器の上流に設置された集毛器については毎日、それ以外の集毛器については定期的に清掃を行うこと。

<貯湯槽>

- 貯湯槽内は60℃以上を保ち、最大使用時にも55℃以上とし、これにより難しい場合は湯水の消毒を行うこと。
- 貯湯槽の内部の汚れ等の状況等について定期的に点検し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

<浴槽水の消毒>

- 浴槽水の消毒は塩素系薬剤を使用し、浴槽水の遊離残留塩素濃度が通常0.4mg/L程度を保ち、かつ最大1.0mg/Lを超えないこと。また、結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L程度を保つこと。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りではない。
- 当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。

<オーバーフロー水及び回収槽内の水>

- オーバーフロー水及び回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

＜浴槽水の検査＞

- 毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素系消毒でない場合には、1年に4回以上。）、水質検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。ただし、客ごとに完全に換水し清掃する場合は、この限りでない。

＜その他＞

- 気泡発生装置、水位計その他の浴槽に付属する設備については、定期的に洗浄・消毒すること。

.....

②構造設備の規定（施行日以降に新築や改築、増築した場合に適用）

＜ろ過器＞

- ろ過器は、一時間当たりの処理量が当該ろ過器に係る浴槽の容量以上の能力を有するとともに、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。
- ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

＜打たせ湯、シャワー＞

- 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

＜気泡発生装置、ジェット噴射装置等＞

- 空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らない構造とすること。

＜露天風呂＞

- 屋外の浴槽水が屋内の浴槽に流入しない構造とすること。

＜オーバーフロー水及び回収槽内の水＞

- 浴槽からオーバーフローした湯水を再利用しない構造であること。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続せず、回収槽は内部の清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽内の湯水が消毒できる設備が設けられていること。

＜貯湯槽＞

- 貯湯槽は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時においても55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽の湯水を消毒する設備が備えられていること。
- 貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。